

## 「各種事務事業の取扱い 交通関係事業」について

1 市 2 町で実施されている公共交通機関の確保に関する事業については、新市に引き継ぐものとする。なお、新市においては、一層の地域内交流の促進と住民の利便性向上を目指し、利用者や地域住民のニーズも勘案しながら、総合的な公共交通施策の検討を行うものとする。